公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１２号
仙台市宮城野区銀杏町10―27　レジデンス銀杏301、住民票上の住所大阪府藤井寺市林１丁目15番33―702号
債務者　松永　孝祐
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７８号
栃木県河内郡上三川町大字上郷６番地、前住所栃木県真岡市田町10番地12　メロディ・ソレアード101号
債務者　青柳　　勉
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
金沢市永安町19番地２
債務者　西村　孝博
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
金沢市寺中町ロ67番地１
債務者　川岸　雅代
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
石川県白山市日向町ヌ63番地１　Ｌｅ　Ｓｏｌｅｉｌ（ソレイユ）101号室、従前の住所金沢市南四十万２丁目167番地
債務者　小田部亜矢
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２９号
山梨県南アルプス市百々1677番地42、前住所山梨県南アルプス市六科1337番地２
債務者　桑本　幸夫
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
山梨県甲斐市富竹新田1035番地３　メゾンピリカＡ３、前住所山梨県甲斐市竜王新町187番地　ラベンダーハウスＡ棟101号
債務者　前田　　美
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
山梨県韮崎市旭町上條南割300番地１　県営住宅旭団地２棟203号
債務者　中込　真琴
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
長野市若里３丁目14番26―302号　ウラサワハイツ
債務者　宮原　賢治
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
長野市三輪５丁目２番Ｄ１―303号　県営柳町団地
債務者　風間　裕子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
長野県上田市福田422番地４
債務者　大塚　直人
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２５号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1313番地、住民票上の住所長野県上田市菅平高原1223番地4725
債務者　ホテル樅の木こと　古市　明志
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２６号
長野県上田市住吉1563番地
債務者　古市まゆみ
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２７号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1313番地、住民票上の住所長野県上田市菅平高原1223番地4725
債務者　古市　富枝
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５７号
岐阜県各務原市蘇原青雲町５丁目28番地
債務者　水野建築こと　水野　虎雄
１　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６３号
岐阜市常盤町18番地　メゾンコーヤマ201号室
債務者　酒井　秀幸
１　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所